

○鹿児島県警察職員の育児休業等に関する

訓令 (平成5.8.13 鹿児島県警察本部訓令11)

改正 前略…平成29.3訓令10

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定による育児休業の承認、育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長、育児休業法第2条第1項ただし書の規定による再度の育児休業、育児休業をしている職員の職務復帰、育児休業法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し、育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認及び育児休業法第19条第3項の規定により準用する育児休業法第5条第2項の規定による部分休業の承認の取消し、育児休業法第10条第2項の規定による育児短時間勤務の承認、育児休業法第11条第1項の規定による育児短時間勤務の期間の延長、育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務及び育児休業法第18条第1項の規定による育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成20.5訓令8)

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 所属の長をいう。
- (2) 職員 鹿児島県警察において勤務する警察官並びに事務職員、技術職員及びその他の職員をいう。
- (3) 育児休業 職員が、本部長の承認を得て、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、職員としての身分を保有したまま休業することをいう。
- (4) 部分休業 職員が、本部長の承認を得て、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（1日30分単位で2時間以

内)を勤務しないことをいう。

- (5) 育児短時間勤務 職員が、本部長の承認を得て、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、育児休業法第10条第1項各号に掲げるいずれかの勤務形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することをいう。

本条…一部改正(平成14.3訓令13、19.3訓令12、20.5訓令8)

(育児休業の承認等)

第3条 職員は、育児休業法第2条第2項の規定による育児休業の承認、育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長又は第2条第1項ただし書の規定による再度の育児休業の請求をしようとするときは、育児休業承認請求書(別記第1号様式)を育児休業を始めようとする日又は育児休業の期間を延長しようとする日の1月前までに本部長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、育児休業承認失効等届(別記第2号様式)を本部長に提出しなければならない。

- (1) 育児休業の期間が満了することにより職務に復帰しようとする場合
- (2) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (3) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (4) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

- 3 職員は、前2項の場合において、本部長がその事由を確認する必要があると認め、て指示したときは、当該職員は、証拠書類を提出しなければならない。

- 4 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年鹿児島県条例第51号。以下「育児休業条例」という。)第3条第5号に規定する育児休業等計画書(別記第3号様式)は、育児休業承認請求書に添えて、本部長に提出するものとする。

本条…一部改正(平成14.3訓令13、20.5訓令8、22.6訓令17、29.3訓令10)

(職務復帰)

第4条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が退職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(育児休業条例第5条に該当したことにより育児休業の承認が取り消されたときを除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

- 2 前項の場合において、退職又は停職の処分を受けたこと以外の事由とは、次の各

号に掲げる場合をいうものとする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産した場合
- (2) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (3) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

本条…一部改正〔平成14.3訓令13、22.6訓令17〕

(辞令交付)

第5条 育児休業の承認をする場合、育児休業の期間の延長の承認をする場合、育児休業をしている職員を職務に復帰させる場合又は育児休業法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合は、別に定めるところにより辞令を交付するものとする。

(部分休業の承認等)

第6条 職員は、育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を請求しようとするときは、部分休業承認請求書（別記第4号様式）を部分休業を始めようとする日の1月前までに本部長に提出しなければならない。

2 本部長は、部分休業を承認する場合には、部分休業承認通知書（別記第5号様式）、育児休業法第19条第3項の規定により準用する育児休業法第5条第2項の規定により部分休業の承認を取り消す場合には、部分休業取消通知書（別記第6号様式）により、職員に通知するものとする。

3 職員は、承認を受けた部分休業の一部について、部分休業をする必要がなくなった場合には、部分休業処理簿（別記第7号様式）により、所属長に請求して承認を受けた部分休業の一部を取り消すことができる。

4 所属長は、前項の規定により職員が部分休業の一部を取り消した場合は、部分休業一部取消報告書（別記第8号様式）により、翌月の10日までに前月分を、鹿児島県警察本部警務部警務課長に提出しなければならない。

5 第3条第2項（第1号を除く。）及び第3項の規定は、部分休業について準用する。この場合において、同条第2項中「育児休業」とあるのは「部分休業」と、「育児休業承認失効等届（別記第2号様式）」とあるのは「部分休業承認失効等届（別記第9号様式）」と、それぞれ読み替えるものとする。

本条…一部改正〔平成14.3訓令13、20.5訓令8〕

(育児短時間勤務の承認等)

- 第7条** 職員は、育児休業法第10条第2項又は第11条第1項の規定により、育児短時間勤務の承認又はその期間の延長を請求しようとするときは、育児短時間勤務承認請求書（別記第10号様式）を育児短時間勤務を始めようとする日又は育児短時間勤務の期間を延長しようとする日の1月前までに本部長に提出しなければならない。
- 2 育児短時間勤務をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、育児短時間勤務承認失効等届（別記第11号様式）を本部長に提出しなければならない。
- (1) 育児短時間勤務の期間が満了する場合
 - (2) 育児短時間勤務に係る子が死亡した場合
 - (3) 育児短時間勤務に係る子が職員の子でなくなった場合
 - (4) 育児短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合
- 3 第3条第3項及び第4項の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第4項中「育児休業承認請求書」とあるのは、「育児短時間勤務承認請求書」と読み替えるものとする。

本条…一部改正(平成22.6訓令17)

(辞令交付)

第8条 育児短時間勤務を承認する場合、育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合、育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認を取り消す場合及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせ、又は当該短時間勤務が終了する場合は、別に定めるところにより、辞令を交付するものとする。

第9条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を任用する場合、短時間勤務職員の任期を更新する場合及び任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職する場合は、別に定めるところにより、辞令を交付するものとする。ただし、任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることがある。

附 則

- 1 この訓令は、平成5年9月1日から施行する。
- 2 鹿児島県警察処務規程（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第36号）の一部を次のよ

うに改正する。

〔次のよう略〕

- 3 鹿児島県警察職員の人事記録及び配置等の取扱いに関する訓令（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成14. 3. 29訓令13）

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県警察職員の育児休業等に関する訓令に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成19. 3. 28訓令12）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 5. 2訓令8）

この訓令は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22. 6. 25訓令17）

この訓令は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成24. 10. 15訓令17）

この訓令は、平成24年10月16日から施行する。

附 則（平成29. 3. 31訓令10）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

育児休業承認請求書

		年 月 日
鹿児島県警察本部長 殿		
		所属 職名 氏名 (職員番号) 印
次のとおり育児休業（期間の延長）の承認を請求します。		
請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
請 求 の 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入すること。)	
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
既 に 育 児 休 業 を し た 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

- 注 1 請求に係る子についての初めての育児休業の承認請求である場合は、当該請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（請求に係る子が鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令第11条の3第1項第4号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実。2において同じ。）及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。
- 2 「備考」の欄には、請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（訓令第19条第8号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあってはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 3 該当する口にはレ印を記入すること。

本様式…一部改正(平成14.3訓令13)、全部改正(平成22.6訓令17)、一部改正(平成24.10訓令17、29.3訓令10)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の育児休業等に関する訓令

第3号様式（第3条、第7条関係）

育児休業等計画書

年 月 日			
鹿児島県警察本部長 殿			
		所属	
		職名	
		氏名	印
		(職員番号)
<p>鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>			
請 求 の 別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務	
請 求 に 係 る 子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
請 求 者 の 計 画			
請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
備 考			

- 注 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」の欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

本様式…追加(平成14.3訓令13)、全部改正(平成20.5訓令8、22.6訓令17)、一部改正(平成29.3訓令10)

第4号様式（第6条関係）

部分休業承認請求書

年 月 日		
鹿児島県警察本部長 殿		
所属 職名 氏名 （職員番号		
印）		
次のとおり部分休業の承認を請求します。		
請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
請 求 期 間 及 び 時 間	期 間 等	
	年 月 日から □ 毎 日 年 月 日まで □ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	年 月 日から □ 毎 日 年 月 日まで □ その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
備 考		

- 注 1 請求に係る子についての初めての部分休業の承認請求である場合（既に育児休業の承認を受けている場合を除く。）は、当該請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（請求に係る子が鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令第11条の3第1項第4号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。
- 2 該当する□にはレ印を記入すること。

旧3号様式…線下(平成14.3訓令13)、本様式…一部改正(平成20.5訓令8、22.6訓令17、24.10訓令17、29.3訓令10)

第5号様式（第6条関係）

部分休業承認通知書

鹿務第 号		
年 月 日		
殿		
鹿児島県警察本部長		
年 月 日付で請求のあった部分休業については、次のとおり承認する。		
承認期間 等及び時 間	期 間	等
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）
		時 間
		午前 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分
		午前 時 分～ 時 分
		午後 時 分～ 時 分

注) 該当する□にはレ印を記入すること。

旧4号様式…線下(平成14.3訓令13)

第6号様式（第6条関係）

部分休業取消通知書

鹿務第 号	
年 月 日	
殿	
鹿児島県警察本部長	
年 月 日付で請求のあった部分休業については、次の理由により、部分休業を取り消す。	
理 由	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第5条第2項の規定による育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったため

旧5号様式…一部改正し線下(平成14.3訓令13)、本様式…全部改正(平成22.6訓令17)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の育児休業等に関する訓令

第7号様式（第6条関係）

部分休業処理簿

承認年月日	年 月		日付け勤務第		号					
部分休業をしている職員				承認に係る子						
職名				氏名						
氏名				続柄等						
職員番号				生年月日	年 月 日					
承認期 間等 及び 時間	期 間				時 間					
	年 月 日から		□毎日		午前	時	分	～	時	分
	年 月 日まで		□その他（ ）		午後	時	分	～	時	分
年 月 日から		□毎日		午前	時	分	～	時	分	
年 月 日まで		□その他（ ）		午後	時	分	～	時	分	
部 分 休 業 の 取 消 内 容										
日付	区分	承認を取り消された時間		時間数	請 求 者 印	所 属 長 印	報 告 済 印	備 考		
		午 前	午 後							
	全 部 一 部	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分	から まで	時間 分				
	全 部 一 部	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分	から まで	時間 分				
	全 部 一 部	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分	から まで	時間 分				
	全 部 一 部	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分	から まで	時間 分				
	全 部 一 部	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分	から まで	時間 分				
	全 部 一 部	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分	から まで	時間 分				
	全 部 一 部	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分	から まで	時間 分				
	全 部 一 部	時 分 時 分	から まで	時 分 時 分	から まで	時間 分				

旧6号様式…線下(平成14.3訓令13)、本条…一部改正(平成29.3訓令10)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の育児休業等に関する訓令

第8号様式（第6条関係）

部分休業一部取消報告書（ 年 月分）

年 月 日			
警務部警務課長 殿			
所属 職名 氏名			印
別紙部分休業処理簿（写し）のとおり、部分休業の承認が取り消されたので報告します。			
承認年月日	年 月 日付け鹿務第 号		
部分休業をしている職員		承認に係る子	
職名		氏名	
氏名		続柄等	
職員番号		生年月日	年 月 日
承認期間等及び時間	期 間 等		時 間
	年 月 日から □毎日 年 月 日まで □その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
	年 月 日から □毎日 年 月 日まで □その他（ ）	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	
部分休業の取消状況		日 数	時 間
部分休業の承認を受けた日数及び時間		(A) 日	(a) 時間
1日の全部を取り消した日数及び時間		(B) 日	(b) 時間
1日の一部を取り消した日数及び時間		日	(c) 時間
当月に部分休業をした日数及び時間		(A)-(B) 日	(a)-(b)-(c) 時間
備 考			

注 該当する□にはレ印を記入すること。

旧7号様式…線下〔平成14.3訓令13〕、本条…一部改正〔平成29.3訓令10〕

第 9 号様式 (第 6 条関係)

部分休業承認失効等届

年 月 日	
鹿児島県警察本部長 殿	
所属 職名 氏名 印 (職員番号)	
部分休業に係る子の養育状況について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。	
承認年月日	年 月 日 付け鹿務第 号
承認に係る子の氏名	
承認の期間 等及び時間	期 間 等
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎 日 年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ()
	時 間 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎 日 年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
届 出 事 由	
<input type="checkbox"/> 部分休業に係る子が死亡した <input type="checkbox"/> 部分休業に係る子が自分の子でなくなった <input type="checkbox"/> 部分業に係る子と離縁した <input type="checkbox"/> 部分休業に係る子との養子縁組が取り消された <input type="checkbox"/> 部分休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した <input type="checkbox"/> 部分休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した <input type="checkbox"/> 部分休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された <input type="checkbox"/> 部分休業に係る子を養育しなくなった <input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった <input type="checkbox"/> その他 ()	
届出の事由が発生した日	年 月 日

注 該当する□にはレ印を記入すること。

旧 8 号様式…線下(平成14.3訓令13)、本様式…全部改正(平成22.6訓令17)、一部改正(平成29.3訓令10)

第2編 警務 鹿児島県警察職員の育児休業等に関する訓令

第10号様式（第7条関係）

育児短時間勤務承認請求書

		年 月 日
鹿児島県警察本部長 殿		
		所属 職名 氏名 (職員番号) 印
次のとおり育児短時間勤務（期間の延長）の承認を請求します。		
請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務 （再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入すること。）	
	請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務の形態	週 時間 分勤務 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 （育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態）	
	勤務の日及び時間帯	月（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 金（ : ~ : ）
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
備考		

- 注 1 請求に係る子についての初めての育児短時間勤務の承認請求である場合（既に育児休業の承認を受けている場合を除く。）は、当該請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（請求に係る子が鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令第11条の3第1項第4号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合には、その事実。3において同じ。）及び生年月日を証明する書類又はその写しを添付すること。
- 2 「勤務の日及び時間帯」の欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄に記載することができないときは、「備考」の欄に必要な事項を記入するか、必要な事項を別に記載した書類を添付すること。
- 3 「備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日を、請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日を、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等を記入すること。
- 4 該当する口にはレ印を記入すること。

本様式…追加〔平成20.5訓令8〕、全部改正〔平成22.6訓令17〕、一部改正〔平成24.10訓令17、29.3訓令10〕

